

# ハラスメント防止対策の指針

特定非営利活動法人つばさの丘

## 事業所におけるハラスメント防止に関する目的

特定非営利活動法人つばさの丘は利用者に対してより良い支援を実現するために、職場及び支援の現場におけるハラスメントを防止する。ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、いかなる形態のハラスメントであっても、これが黙認されたり、見過ごされたりすることがあってはいけない。従業員一人ひとりがハラスメントについて理解するとともに、全ての人の人権が尊重される職場環境及び支援環境を実現することを目的として、本指針を定める。

## 事業所におけるハラスメントの定義及び禁止行為

### 1. パワーハラスメント

優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害される行為であり、下記のようなものを言う。

- ① 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- ② 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
- ③ 人間関係の切り離し（隔離・仲間外し・無視）
- ④ 過小な要求（仕事を与えない、又は能力とかけ離れた程度の低い仕事を命じる）
- ⑤ 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）
- ⑥ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）当事業所の職員間及び取引業者、関係機関の職員との間において、上記2に掲げるハラスメントが発生しないよう、下記の取り組みを行う。

### 2. セクシャルハラスメント

- ① 性的な内容の発言（性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報（噂）を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すことなど）
- ② 性的な行動（必要なく身体に触れる行為、食事やデートへの執拗な誘い、性的関係の強要、わいせつ画像の提示など）

### 3. 利用者・家族等から職員へ、及び職員から利用者・家族等へのハラスメント

利用者・家族等から職員へのハラスメント及び、職員から利用者・家族等へのハラスメントについてもそれと定め、防止に努めるものとする。

ハラスメントには次のような行為を含む

- ① 身体的暴力（回避したため危害を免れたケースを含む暴行・傷害）
- ② 精神的暴力（暴言、脅迫、侮辱、理不尽な要求等）
- ③ セクシャルハラスメント（意に添わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

## 職場におけるハラスメント対策

1. 当事業所の職員間及び取引業者、関係機関の職員との間においてハラスメントが発生しないよ

う、下記の取り組みを行う。

- ①円滑に日常業務が実施できるよう、日ごろから、正常な意思疎通に留意する。
- ②特に役職者においては、ハラスメント防止に十分な配慮を行う。
2. ハラスメント防止のために、年 1 回は本基本指針を徹底するなどハラスメント研修を行う。
3. ハラスメントの相談窓口を職場内に設置することとし、副理事長が窓口を担当する。
  - ①ハラスメントの相談を行った職員が不利益を被らないよう、十分に留意する。
  - ②ハラスメントの判断を行なったと指摘された職員については、弁明の機会を十分に保障する。
  - ③ハラスメントの判断や対応は、管理者会、理事会で検討する。

### 支援現場におけるハラスメント対策

1. 職員による利用者・家族へのハラスメント及び利用者・家族によるハラスメント防止に向け、次の対策を行う。
  - ①事業所が行うサービスの範囲及び費用
  - ②職員に対する金品の心づけのお断り
  - ③サービス内容に疑問や不満がある場合、又は職員からハラスメントを受けた場合は、気軽に管理者に連絡いただく
  - ④職員への身体的・精神的・性的なハラスメントを行わないこと
2. 利用者・家族から、暴力やセクシャルハラスメントを受けた場合及び、利用者・家族に何らかの異変があった場合は、上司及び管理者に報告・相談を行う。
3. 管理者は、相談や報告のあった事例について問題点や課題を整理し、管理者会、理事会で検討をし、必要な対応を行う。

### ハラスメント対策における職員研修

下記の事項について、入職時及び年 1 回研修を行う。

1. 本指針
2. 支援の内容
  - ①契約書や重要事項説明書の利用者への説明
  - ②介護保険制度や契約の内容を超えたサービスは提供できないこと
  - ③利用者に対し説明をしたものの、十分に理解されていない場合の対応
  - ④金品などの心づけのお断り
3. 服装や身だしなみとして注意すべきこと
4. 職員個人の情報提供に関して注意すべきこと
5. 利用者・家族等からの苦情、要望又は不満があった場合に、速やかに報告・相談すること、また、できるだけその出来事を客観的に記録すること
6. ハラスメントを受けたと少しでも感じた場合に、速やかに報告・相談すること
7. その他、利用者・家族等から理不尽な要求があった場合には適切に断る必要があること、その場合には速やかに報告・相談すること。

### 指針の閲覧について

ハラスメント防止対策のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧でき

るように、当法人のホームページに公表します。

#### **附則**

本指針は 2025 年 4 月 1 日より施行する。